

坂出市国民健康保険一部負担金の減額，免除および徴収猶予に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は，国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づき，一部負担金の減額，免除および徴収猶予に関し，必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において，次に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 一部負担金 法第42条第1項の規定により得られる額をいう。ただし，高額療養費の適用により，一部負担金の額に限度額がある場合は，これらの適用を受けた後の額とする。
- (2) 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (3) 基準額 生活保護法の規定の適用があるものとして，同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について，同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額に1000分の1155を乗じた額をいう。

(徴収猶予の対象)

第3条 坂出市長（以下「市長」という。）は，一部負担金の支払または納付の義務を負う世帯主（以下「世帯主」という。）が次の各号のいずれかに該当したことにより，その生活が困難となった場合において必要と認めるときは，その者に対し，その申請により，一部負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 震災，風水害，火災その他これら類する災害により死亡し，障害者となり，または資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ，冷害，凍霜害等による農作物の不作，不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- (3) 事業または業務の休廃止，失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 前項第2号から第4号までに掲げる場合における徴収猶予は，世帯主および該当世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）の実収入月額の合計額が基準額の100分の130を超え100分の150以下とな

るときに行うものとする。

(徴収猶予の期間等)

第4条 徴収猶予の開始日は、申請のあった日（第9条第1項で徴収猶予の開始日を遡って承認した場合は、承認した開始日）とする。

2 徴収猶予の期間は、徴収猶予開始日から起算して5月後（ただし、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の支払または納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長11月後）の日が属する月の末日までとする。この場合において、当該世帯主は保険医療機関等に対して当該一部負担金を支払うべきものであるときは、当該保険医療機関等に対する支払いに代えて、市長が当該一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

3 徴収猶予された一部負担金は、猶予期間満了日を納期とし、全額を徴収するものとし、一部負担金が納期までに納入されない場合には、法第78条および第79条に基づき処理するものとする。

(減免の対象)

第5条 市長は、世帯主が第3条第1項各号のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、その申請によりその者に対し、入院療養に係る一部負担金を減免することができる。なお、収入の減少の認定に当たっては、次条の適用区分に該当する世帯を対象とする。

(減免の割合)

第6条 一部負担金の減免の割合は、次の表に定めるとおりとする。

適用区分	減免の割合
世帯主等の実収入月額合計額が基準額以下であり、かつ、預貯金が基準額の3月分以下である世帯	10割
世帯主等の実収入月額合計額が基準額の100分の130以下であり、かつ、預貯金が基準額の3月分以下である世帯	5割

(減免の期間)

第7条 減免の開始日は、申請のあった日とする。

2 減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、1月単位の更新制で減免開始日から起算して2月後の日属する月の末日までとする。ただし、減免の期間終了時において、当該減免を受けるに至った事由が継続していると

認める場合は、再度申請により当該期間を延長することができる。

(申請)

第8条 一部負担金の徴収猶予または減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ市長に対し、国民健康保険一部負担金減免等申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、徴収猶予については、緊急その他やむを得ない特別の理由のある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

- (1) 生活状況報告書(様式第2号)
- (2) 給与証明書(様式第3号)
- (3) 申請理由を明らかにする書類
- (4) 調査同意書(様式第4号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(審査、決定等)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、承認または不承認を決定するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、法第113条の規定に基づき、当該申請者に対して文書その他の物件の提出もしくは提示を命じ、または質問を行うことができる。なお、急患その他緊急やむを得ない特別の理由で申請が遅れたと認めるものについては、徴収猶予の開始日を遡って承認することができる。

2 市長は、前項の審査において、事実確認が困難なときまたは申請者が非協力的で事実について確認が得られないときは、申請を却下し、却下決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(決定通知および証明書)

第10条 市長は、前条第1項の規定により承認または不承認の決定をしたときは、国民健康保険一部負担金減免等承認(不承認)決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、承認の決定をしたときは、前項の通知に併せて国民健康保険一部負担金減免等証明書(様式第7号。以下「証明書」という。)を申請者に交付するものとする。

3 一部負担金の徴収猶予または減免の措置を受けた者が保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、証明書に健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード(マイナ保険証)または資格確認書を添えて当該

保険医療機関等に提示しなければならない。

4 前条第1項で徴収猶予の決定を受けた者は、国民健康保険一部負担金納入誓約書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（徴収猶予および減免の取消し）

第11条 市長は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金の全部または一部について、その徴収猶予を取り消し、国民健康保険一部負担金減免等取消通知書（様式第9号）により申請者に通知し、これを一時に徴収することができる。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適当であると認められるとき。

(2) 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。

2 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により、一部負担金の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、直ちにその当該一部負担金の減免を取り消すものとする。この場合において、被保険者が保険医療機関等について療養の給付を受けたものであるときは、市長は、直ちに減免を取り消した旨および取消しの年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取消しの日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該被保険者に返還させるものとする。

（福祉部局との連携）

第12条 市長は、あらかじめ療養に要する期間が長期に及ぶと見込まれる場合については、被保険者の生活実態に考慮しつつ、必要に応じ、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、生活保護担当など福祉部局との連携を図るものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（坂出市国民健康保険一部負担金の免除等に関する要綱の廃止）

2 坂出市国民健康保険一部負担金の免除等に関する要綱（平成23年坂出市要綱第32号）は、廃止する。